

夏時刻法の一部を改正する法律案

夏時刻法（昭和二十三年四月二十八日法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條第一項中「四月」を「五月」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

現在夏時刻は、毎年四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間用いられているが、国民生活の実態にかんがみ、これを五月の第一土曜日の午後十二時からとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(参考資料)

夏時刻法

(昭和二十三年四月二十八日)
法律第二十号

一條 毎年四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻(夏時刻)を用いるものとする。但し、特に中央標準時によることを定められた場合は、この限りでない。

第二條 四月の第一土曜日の翌日(日曜日)は二十三時時間をもって一日とし、九月の第二土曜日は二十五時時間をもって一日とする。

夏時刻の期間中のその他の日はすべて二十四時時間をもって一日とする。

第三條 この法律の施行に関し、時間の計算に関する他の法律の規定の適用については、必要な事項は、政令で、これを定める。

附則

この法律は、公布の日からこれを施行する。

この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の第一條及び第

二條において「四月の第一土曜日」とあるのは、「五月の第一土曜日(五月一日)」とする。

表 1

各地の日出日入時間

(昭和25年12-6)

月日	根室	札幌	函館	青森	盛岡
4 1	日出 5 02 日入 17 43	日出 5 18 日入 18 00	日出 5 22 日入 18 01	日出 5 22 日入 18 00	日出 5 21 日入 17 58
5 1	日出 4 12 日入 18 18	日出 4 30 日入 18 34	日出 4 35 日入 18 34	日出 4 37 日入 18 32	日出 4 37 日入 18 28

月日	仙台	宇都宮	東京	新潟	長野
4 1	日出 5 23 日入 17 59	日出 5 28 日入 18 02	日出 5 29 日入 18 02	日出 5 31 日入 18 06	日出 5 35 日入 18 09
5 1	日出 4 41 日入 18 27	日出 4 48 日入 18 28	日出 4 50 日入 18 27	日出 4 49 日入 18 34	日出 4 55 日入 18 35

月日	静岡	名古屋	福井	大阪	岡山
4 1	日出 5 35 日入 18 07	日出 5 41 日入 18 13	日出 5 43 日入 18 16	日出 5 47 日入 18 18	日出 5 53 日入 18 25
5 1	日出 4 57 日入 18 31	日出 5 02 日入 18 37	日出 5 04 日入 18 41	日出 5 09 日入 18 42	日出 5 15 日入 18 48

月日	松江	広島	高知	福岡	熊本
4 1	日出 5 56 日入 18 29	日出 5 59 日入 18 30	日出 5 55 日入 18 26	日出 6 08 日入 18 38	日出 6 07 日入 18 37
5 1	日出 5 17 日入 18 53	日出 5 22 日入 18 54	日出 5 19 日入 18 48	日出 5 31 日入 19 01	日出 5 31 日入 18 58

月日	鹿児島
4 1	日出 6 08 日入 18 37
5 1	日出 5 34 日入 18 57

裏面白紙

表 101

各地日出日入時間

(昭和25年1950)

月日	根室		札幌		函館		青森		盛岡		仙台	
	日出	日入	日出	日入	日出	日入	日出	日入	日出	日入	日出	日入
9.28	5.10	17.06	5.27	17.23	5.30	17.26	5.29	17.26	5.28	17.25	5.28	17.26
10.18	5.34	16.32	5.50	16.49	5.52	16.53	5.50	16.54	5.48	16.54	5.49	16.56
10.28	5.46	16.16	6.03	16.34	6.03	16.38	6.02	16.40	5.58	16.40	5.57	16.43

月日	宇都宮		東京		新潟		長野		静岡		名古屋	
	日出	日入	日出	日入	日出	日入	日出	日入	日出	日入	日出	日入
9.28	5.32	17.30	5.33	17.31	5.36	17.33	5.39	17.37	5.38	17.36	5.44	17.42
10.18	5.49	17.02	5.49	17.03	5.54	17.04	5.56	17.08	5.54	17.09	6.00	17.15
10.28	5.59	16.49	5.58	16.51	6.04	16.51	6.06	16.56	6.03	16.58	6.09	17.03

月日	福井		大塚		岡山		松江		広島		高知	
	日出	日入	日出	日入	日出	日入	日出	日入	日出	日入	日出	日入
9.28	5.42	17.45	5.50	17.48	5.56	17.54	5.59	17.58	6.02	18.02	5.57	17.56
10.18	6.04	17.17	6.05	17.21	6.12	17.29	6.16	17.30	6.17	17.32	6.12	17.30
10.28	6.13	17.05	6.14	17.10	6.20	17.16	6.25	17.18	6.26	17.22	6.20	17.19

月日	福岡		熊本		鹿児島	
	日出	日入	日出	日入	日出	日入
9.28	6.10	18.08	6.08	18.07	6.09	18.08
10.18	6.25	17.42	6.23	17.42	6.22	17.44
10.28	6.33	17.31	6.31	17.31	6.30	17.33

裏面白紙

表 II

月	札 °C	幌 時分	根 °C	室 時分
4月	0.1	5 12	0.6	4 42
5月	4.8	4 00	2.9	4 24
6月	10.8	4 12	6.6	4 12

1948. 氣温時別月平均値

日	青森	仙台	新潟	東京	名古屋	大阪	広島	高知	福岡	鹿児島
4	5.2	5.8	6.7	8.6	9.8	10.4	9.8	10.0	11.0	12.0
5	9.0	11.0	11.9	13.9	14.6	14.8	12.7	15.4	13.5	15.1

日	青森	仙台	新潟	東京	名古屋	大阪	広島	高知	福岡	鹿児島
9	15.7	15.8	19.3	20.9	20.8	20.8	19.8	20.8	20.7	22.1
10	9.0	11.5	12.7	14.7	14.7	14.6	14.8	16.9	14.6	17.0

日	札幌	盛岡	報定
9	13.1	13.0	14.7
10	6.9	6.6	9.9

裏面白紙

表五

夏時刻開始と終了の前後に於ける電力増減

年	電力増減 (MWh)		電力増減 (MW)		最大電力 (MW)
	夏時刻開始の前後	夏時刻終了の前後	夏時刻開始の前後	夏時刻終了の前後	
23年	92,271	92,327	2,356	2.5	42,510
23年	84,546	86,884	2,338	2.7	41,790
24年	101,917	101,218	-700	-0.8	49,041
24年	94,593	92,716	1,877	4.5	46,813

註 1. 昭和23年度は本州及び九州の合計、昭和24年度は全国の合計である。
 2. 統計の範囲は日電及び残存を含む。
 3. 夏時刻前後各一週間の一日平均の値である。

昭和24年度月別水力発電量(全国 MW)

日本発送電調査

数字(上段は自然流水発電、下段は貯水発電)

月	自然流水発電 (MW)	貯水発電 (MW)	合計 (MW)
1月	2,092	240	2,343.630
2月	1,959	500	2,233.640
3月	2,492	090	2,682.890
4月	3,383	620	3,478.450
5月	3,452	590	3,573.940
6月	3,260	440	3,374.260
7月	3,095	990	3,406.280
8月	2,791	290	2,927.440
9月	2,997	410	3,118.040
10月	3,057	120	3,140.960
11月	2,678	800	2,814.250
12月	2,385	340	2,581.300

裏面白紙